

## 品質管理基準

制定 平成 16 年 12 月 1 日

改定 平成 20 年 4 月 1 日

改定 平成 25 年 3 月 1 日

改定 平成 30 年 4 月 1 日

改定 令和 5 年 4 月 1 日

この品質管理の適用は、下記に掲げる工種(1)、(2)、(3)の**小規模工事**の条件に該当する場合を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書等で指定するものを実施するものとする。

### 【小規模工事】

(1) 道路土工、河川土工

土量 3,000m<sup>3</sup>未満の工事

ただし、道路工事の路床については、3,000m<sup>3</sup>未満であってもすべて実施する。

(2) 路盤

維持工事等の小規模なもの（施工面積 1,000m<sup>2</sup>未満のもの）

(3) アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの（同一配合の合材が 100 t 未満のもの）

(4) 路盤、舗装の（測定基準、試験基準）1 ロットの大きさは、5,000m<sup>2</sup>を標準として最大 6,000 m<sup>2</sup>までとする。

なお、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁（高さ 2.5m を超えるもの）については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。

また、上記(1)、(2)、(3)の条件を超える工事を**中規模以上の工事**とする。